

2026年1月7日 全9頁

有識者資料 1 - 2

確定申告しない株式譲渡所得等の 後期高齢者医療制度の保険料等への反映

社会保障審議会医療保険部会が改正方針を示す

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 社会保障審議会医療保険部会は2025年12月25日に「議論の整理」を公表し、医療保険における金融所得の勘案を改正する方針を示した。
- 原則として、後期高齢者医療制度や国民健康保険の保険料は、年末調整や確定申告などにより地方自治体が得られる個人の課税所得の情報をもとに決定されている。金融所得のうち、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」については納税者が確定申告の有無を選択できる。納税者が確定申告を行った場合は保険料に勘案される一方、納税者が確定申告を行わない場合は保険料に勘案されないという違いがある。
- 「議論の整理」では、まず後期高齢者医療制度において、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」につき納税者の確定申告の有無にかかわらず勘案することとした。そのためには、新たに国と地方自治体等の情報連携の仕組みを構築する必要があり、制度施行は早ければ2029～2030年頃と想定される。
- 改正案が実施されても、「預貯金等・一般公社債等の利子所得」については、なお後期高齢者医療制度の保険料に勘案されない。より公平な保険料負担や、金融商品の選択の中立性の観点からは「預貯金等・一般公社債等の利子所得」についても後期高齢者医療制度の保険料に勘案する仕組みの構築が望まれる。

[目次]

1. 制度改正案の概要と背景
2. 現行制度における医療・介護の保険料等への所得勘案
3. 金融所得の勘案のための情報連携案と実施スケジュール案
4. おわりに～あるべき応能負担の実現に向けて～

1. 制度改正案の概要と背景

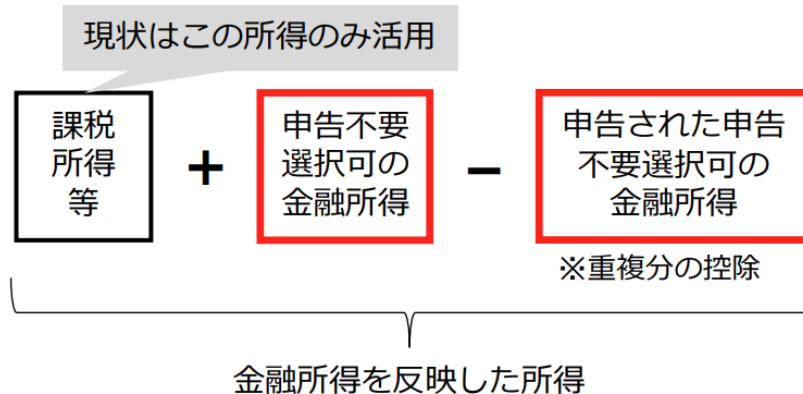
厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会は2025年12月25日に「議論の整理¹」を公表し、医療保険における金融所得の勘案につき、制度改正を行う方針を示した。

原則として、後期高齢者医療制度や国民健康保険などでは、年末調整や確定申告などにより地方自治体が得られる個人の課税所得の情報を勘案して、保険料や自己負担割合などが決定されている。その際、金融所得のうち、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」は納税者が確定申告の有無を選択でき（詳細な前提は後述）、納税者が確定申告を行った場合は保険料等に勘案される一方、納税者が確定申告を行わない場合は保険料等に勘案されないという違いがある。

この点につき、2023年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）²」では、「能力に応じた全世代の支え合い」のための施策の1つとして、「国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う³」ことが掲げられていた。

「議論の整理」では、まず後期高齢者医療制度において、上場株式等の配当・利子・譲渡所得につき納税者の確定申告の有無にかかわらず保険料等に勘案する方針を示した。実施には、確定申告がなされない上場株式等の配当・利子・譲渡所得につき、新たに国と地方自治体等の情報連携の仕組みを構築する必要があり、制度施行は早ければ2029～2030年頃と想定される。

図表1：後期高齢者医療制度の保険料等に勘案する所得の改正案のイメージ



窓口負担区分、保険料等へ反映

（出所）厚生労働省 第206回社会保障審議会医療保険部会「【資料2-2】世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進（医療保険における金融所得の勘案について）」（2025年12月4日）p.8より大和総研抜粋

¹ 厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会「議論の整理」（2025年12月25日）

² 全世代型社会保障構築本部「[全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）](#)」（2023年12月22日）

³ 上記脚注2、p.13。この事項は「2028年度までに実施について検討する取組」として挙げられている。

2. 現行制度における医療・介護の保険料等への所得勘案

医療保険料の賦課標準

日本国内の居住者が加入する公的医療制度は大きく 3 つに分かれている。75 歳以上の者は「後期高齢者医療制度」に加入することになる。75 歳未満で、会社員や公務員などの雇用されている者およびその扶養家族は「被用者保険」（健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合、船員保険のいずれか）に加入する。いずれの制度にも加入していない者は「国民健康保険」に加入することになる。

図表 2 はそれぞれの制度において、医療保険料等に勘案される所得を一覧にしたものである。

図表 2：医療保険各制度における「保険料等に勘案される所得」の一覧

年齢・属性		75歳以上	75歳未満				
			会社員や 公務員等として 勤務	被用者保険 加入者の親族で 一定所得以下	いずれにも当て はまらない者		
加入する 制度		後期高齢者 医療制度	被用者保険（健保組合、協会 けんぽ、共済組合、船員保険） 被保険者	被扶養者	国民健康保険		
保険料に 勘案される 所得	給与所得	給与所得控除分	×	○	×	×	
		給与所得 控除後の 所得	主たる 勤め先	○	○	×	○
			従たる 勤め先 ^(注1)	○	×	×	○
	退職所得		×	×	×	×	
	不動産所得		○	×	×	○	
	事業所得 ^(注2)		○	×	×	○	
	雑所得 (老齢年金含む) ^(注2)		○	×	×	○	
	譲渡所得 ^(注2)		○	×	×	○	
	一時所得		○	×	×	○	
	山林所得		○	×	×	○	
	金融 所得	先物取引等		○	×	×	○
		一般株式等の 配当・譲渡所得		○	×	×	○
		上場株式等の配当・ 利子・譲渡所得		△（申告した 場合のみ対象）	×	×	△（申告した 場合のみ対象）
		預貯金等・一般公社債 等の利子所得		×	×	×	×
	非課税所得（遺族・障害 年金、NISAの運用益など）		×	×	×	×	

(注1) この表では、従たる勤め先で被用者保険に加入していないことを前提としている。

(注2) この表に掲載されている金融所得を除く。

(注3) この表では、国民健康保険は市区町村が保険者となるものを示している。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

被用者保険の保険料は、事業主を通じて健康保険組合などの保険者に支払われている。このため、保険料に勘案される所得は、事業主から支払われる給与・賞与であり、保険料は原則として労使折半で負担され、従業員分は給与・賞与から天引きされる。また、事業主から支払われる給与に基づき⁴、高額療養費の自己負担上限（および70歳以上75歳未満の者の医療費窓口

⁴ 被用者保険においては、高額療養費の自己負担上限の判定にあたり、賞与は勘案されていない。

負担割合)も決定される。

被用者保険においては、従業員が主たる勤め先以外から所得を得ても、保険料等には勘案されない。そもそも被用者保険は「賃金・給与のある者による『連帯』のシステムとしての保険契約を想定⁵⁾」したものであり、給与生活者のための休業補償機能として給与に比例した傷病手当金や出産手当金の支給もある⁶⁾。また、保険料の原則半分は事業主が負担している。このため、事業主から支払われる給与や賞与のみを保険料の賦課標準とすることは、事業主・従業員双方の負担能力に見合った観点からも、休業補償の給付を受けるための応益負担の観点からも、従業員や事業主の納得性が高いと考えられる。「被用者保険においては、保険者が金融所得を把握していくことは実態上極めて難しい⁷⁾」という事情もある。もっとも、被用者保険は、税制上課税対象とならない給与所得控除分にも保険料が課されることになるため、必ずしも国民健康保険や後期高齢者医療制度よりも勘案される所得の範囲が狭いとは限らない。

一方、後期高齢者医療制度・国民健康保険の保険者は地方自治体であり、地方自治体が保険料を賦課・決定している。このため、原則として、年末調整や確定申告などを通じて地方自治体が得る課税所得の情報を勘案して保険料が賦課・決定され、高額療養費の自己負担上限や70歳以上の者の医療費窓口負担割合も決定される。

なお、退職所得は地方自治体が捕捉できる所得ではあるが、現行制度では保険料勘案の対象外とされている。これは、退職後直ちに国民健康保険に加入する者と、被用者保険を経てから加入する者との間に負担の不均衡が生じることを防ぐためと考えられる⁸⁾。

「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」については、納税者が確定申告を行った場合、その情報が個人別に税務署(国)から地方自治体に提供され、保険料等にも勘案されている。一方、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」につき納税者が確定申告を行わず源泉徴収のみで課税関係を完結させた場合⁹⁾、税務署(国)は支払調書等によりその情報を得ている。ただ、その情報を国から地方自治体に提供する体制が整備されておらず、地方自治体は必ずしも把握できないため、現行法令では保険料等に勘案しないこととされている。

預貯金等や一般公社債等の利子所得については、源泉徴収のみで課税関係が完結し、国も地方自治体も誰がいくらの所得を得ているのかを捕捉できていないため、保険料等にも勘案されていない。また、そもそも課税所得とならない遺族・障害年金やNISA(少額投資非課税制度)での運用益なども、保険料等には勘案されない。

⁵⁾ 堤修三「社会保険の政策原理～連帯と強制の間～」、長崎県立大学『長崎県立大学論集』51巻4号、2018年、pp.17-69のうちp.69より引用。

⁶⁾ 傷病手当金や出産手当金に賞与は反映されない。

⁷⁾ 厚生労働省 第206回社会保障審議会医療保険部会「【資料2-2】世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進(医療保険における金融所得の勘案について)」(2025年12月4日) p.1

⁸⁾ 市町村税務研究会 編『実務解説国民健康保険税3訂』、ぎょうせい、1985年9月を参照。

⁹⁾ ただし、源泉徴収が行われていない口座(一般口座または源泉徴収なしの特定口座)で取引した上場株式の譲渡所得は納税者に確定申告の義務がある。

介護保険料の賦課標準

介護保険には40歳以上の国内居住者が加入し、40歳以上65歳未満の者は第2号被保険者として医療保険制度の保険料と合わせて保険料を納付し、65歳以上の者は第1号被保険者として保険料を納付する。

図表3は、各制度において介護保険料に勘案される所得を一覧にしたものである。

図表3：介護保険制度における「保険料等に勘案される所得」の一覧

年齢・属性		40歳未満	40歳以上65歳未満			65歳以上		
			会社員や公務員等として勤務	被用者保険加入者の親族で一定所得以下	いずれにも当てはまらない者			
加入する制度		各種制度	被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合、船員保険）		国民健康保険	各種制度		
			被保険者	被扶養者				
介護保険制度の扱い		対象外	第2号被保険者		第1号被保険者			
保険料に勘案される所得	給与所得	給与所得控除分	×	○	×	×	×	
		給与所得控除後の所得	主たる勤め先	×	○	×	○	○
			従たる勤め先 ^(注1)	×	×	×	○	○
	課税所得	退職所得	×	×	×	×	×	
		不動産所得	×	×	×	○	○	
		事業所得 ^(注2)	×	×	×	○	○	
		雑所得（老齢年金含む） ^(注2)	×	×	×	○	○	
		譲渡所得 ^(注2)	×	×	×	○	○	
		一時所得	×	×	×	○	○	
		山林所得	×	×	×	○	○	
		先物取引等	×	×	×	○	○	
		一般株式等の配当・譲渡所得	×	×	×	○	○	
		上場株式等の配当・利子・譲渡所得	×	×	×	△（申告した場合のみ対象）	△（申告した場合のみ対象）	
	金融所得	預貯金等・一般公社債等の利子所得	×	×	×	×	×	
		非課税所得（遺族・障害年金、NISAの運用益など）	×	×	×	×	×	

(注1) この表では、従たる勤め先で被用者保険に加入していないことを前提としている。

(注2) この表に掲載されている金融所得を除く。

(注3) 住民税非課税世帯に対する介護保険施設の食費・居住費の「補足給付」の判定においては、課税所得だけでなく、非課税所得である遺族・障害年金や保有する預貯金等の額も勘案している。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

40歳以上65歳未満の被用者保険の加入者は、介護保険も医療保険と同様に事業主を通じて保険料を納付するため、介護保険料に勘案される所得も、事業主から支払われる給与・賞与である。

一方、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者および65歳以上の者は、地方自治体が賦課・決定した介護保険料を納付する。このため、後期高齢者医療制度や国民健康保険と同様に、年末調整や確定申告などを通じて地方自治体が得る課税所得の情報を勘案して介護保険料が賦課・決定されている。また、65歳以上の介護保険第1号被保険者が介護保険サービスを受ける場合の自己負担割合や高額介護サービス費等の自己負担上限などを判定する際の所得も、当該

地方自治体が得る課税所得の情報が勘案されている¹⁰。

40歳以上65歳未満の国民健康保険の加入者および65歳以上の者の介護保険料等の算定についても、医療保険料等と同様に、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」は確定申告を行えば勘案され、確定申告を行わなければ勘案されない。

申告の有無による保険料等の差の具体例

厚生労働省は、医療保険部会において次の図表4に示す具体例を用いて、確定申告の有無による窓口負担割合や保険料額に係る現状の取扱いの差について問題提起していた。

図表4：確定申告の有無による窓口負担割合、保険料額に係る現状の取扱いの差の具体例

(例) 70代後半・配偶者（収入は基礎年金83万円のみ）あり、収入280万円の場合

- パターン①：年金230万円＋金融所得50万円（金融資産（株式）2500万円の配当を勘案）
- パターン②：年金のみ280万円

【窓口負担割合】

	確定申告	医療保険（後期）
パターン①（金融所得あり）	申告あり	2割
	申告なし	1割
パターン②（金融所得なし）	申告有無問わず	2割

【保険料額】

	確定申告	医療保険（後期）
パターン①（金融所得あり）	申告あり	年169,978円（月14,165円）
	申告なし	年118,928円（月9,911円）
パターン②（金融所得なし）	申告有無問わず	年169,978円（月14,165円）

- ※1：年金額は、平均的な収入で40年間就業した場合の老齢厚生年金＋老齢基礎年金の合計額（約190万円）を上回る一定所得がある水準。
- ※2：金融所得の額は、「日本取引所グループ」のプライム市場・スタンダード市場の配当平均利回りを基に、金融資産の額の2%として算出。
- ※3：医療保険料額は、令和6・7年度の後期高齢者医療制度における全国平均の均等割額、所得割率により算出。

(出所) 厚生労働省 第203回社会保障審議会医療保険部会「【資料1-2】世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進（医療保険における金融所得の勘案について）」(2025年11月13日) p.15より大和総研抜粋

図表4の中では、後期高齢者医療制度に加入する年金収入230万円、金融所得50万円の年収280万円の者（パターン①）につき、確定申告の有無による違いを比較している。確定申告をした場合は、医療費の窓口負担割合は2割、保険料は年169,978円となるのに対し、確定申告をしない場合は、医療費の窓口負担割合は1割、保険料は年118,928円と差が生じている。また、パターン①につき確定申告しない場合は、同じ年収280万円の者（年金収入のみで年収280万円の者（パターン②））と比べても医療費の窓口負担割合・保険料に差が生じている。

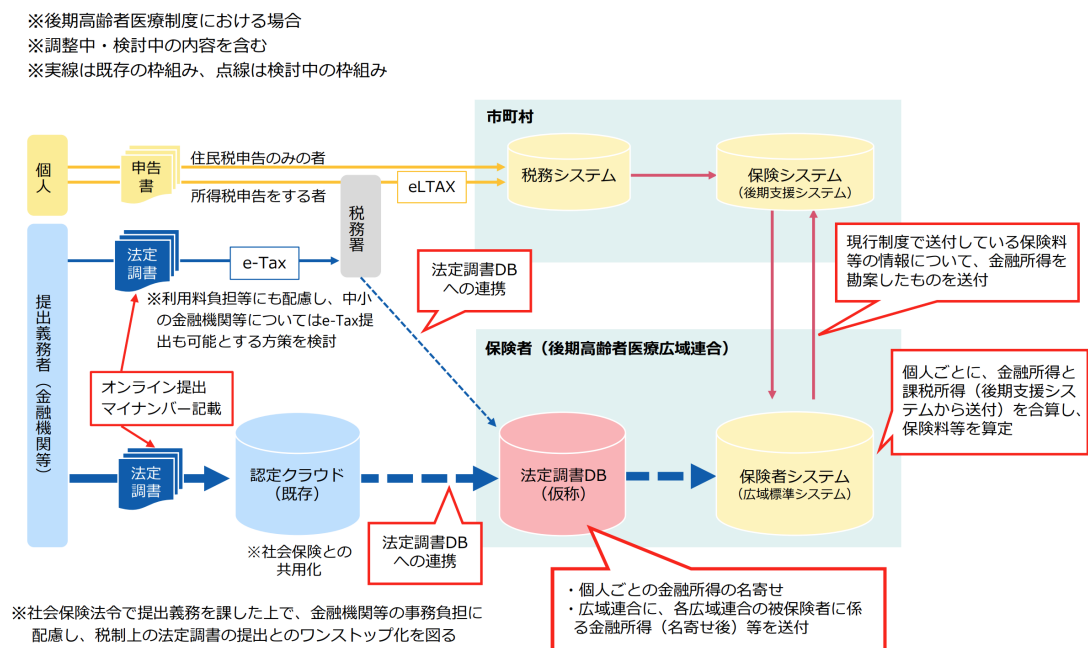
¹⁰ 40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が介護保険サービスを受ける場合は、所得によらず、自己負担割合は一律1割、高額介護サービス費の自己負担上限は（非課税世帯や生活保護受給世帯とならない限り）一律月44,000円となっている。

3. 金融所得の勘案のための情報連携案と実施スケジュール案

厚生労働省による情報連携スキーム案

図表 5 は、後期高齢者医療制度における金融所得の勘案のための情報連携スキーム案である。現在、証券会社や上場企業などは、所得税法等に基づいて上場株式等の配当や譲渡代金につき、マイナンバー付きの支払調書や特定口座年間取引報告書（以下、支払調書等）の税務署への提出が義務付けられている。

図表 5：厚生労働省による情報連携スキーム案



(出所) 第1回 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議「厚生労働省提出資料（医療保険・介護保険における金融所得の勘案について）」(2025年11月26日) p.5より大和総研抜粋

厚生労働省は、これらの支払調書等につき、税と社会保険共通のものとした上で、原則として「認定クラウド（既存）」に提出させることを想定している。その上で、新たに設ける「法定調書 DB(仮称)」において、認定クラウドや税務署から連携された支払調書等の情報につきマイナンバーを用いて名寄せし、保険者に名寄せ後の金融所得情報を送付するとしている。

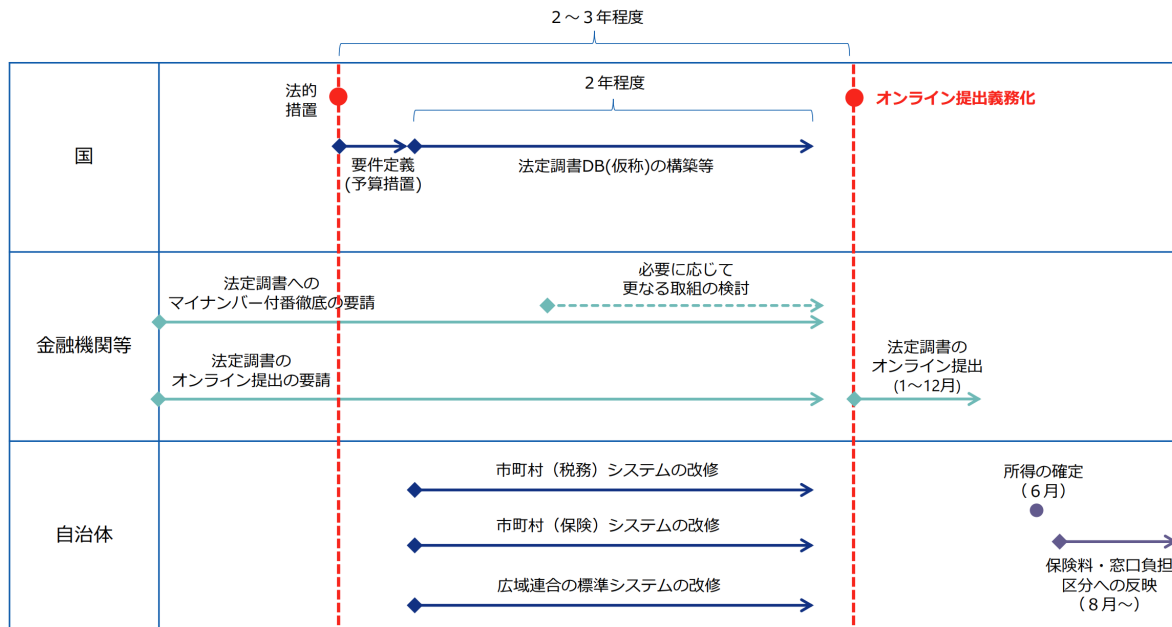
法定調書 DB(仮称)において支払調書等の情報を集め、マイナンバーに基づく金融所得の名寄せが行える体制が整えば、保険者は確定申告や年末調整に基づく課税所得の情報と、法定調書 DBから提供される支払調書等に基づく金融所得を合算して保険料等を算定できるようになる。

なお、この法定調書 DB(仮称)は理論上、国民健康保険の保険料を決定する上でも利用することが可能であるが、「議論の整理」では、「国民健康保険は賃金をベースに保険料等を賦課する被用者保険とのバランスや地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールに留意する必要がある」(pp.14-15)ことも踏まえ、まずは後期高齢者医療制度においてこの仕組みを用いるべきとされた。

実施スケジュール案

図表 6 は、厚生労働省が示す、後期高齢者医療制度における金融所得の勘案の実施までのスケジュール案である。

図表 6：後期高齢者医療制度における金融所得の勘案の実施までのスケジュール案



※システム改修等に2年程度かかるため、それを前提に機械的に組んだスケジュールを書いたもの

※他の要因でスケジュールが後ろ倒しになる可能性があることに留意

(出所) 第1回 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議「厚生労働省提出資料(医療保険・介護保険における金融所得の勘案について)」(2025年11月26日) p.6より大和総研抜粋

厚生労働省は、法改正が行われてから、法定調書DB(仮称)の構築等や自治体のシステム改修に2年程度、支払調書のオンライン提出義務化まで2～3年程度要すると見込んでいる。

後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得をもとに当年度の保険料が決定される仕組みである。したがって、他の要因で後ろ倒しになる可能性があるものの、早ければ2029～2030年頃に発生した金融所得から、その翌年度(2030～2031年度頃)の保険料等に反映されるスケジュールが想定される。

4. おわりに～あるべき応能負担の実現に向けて～

後期高齢者医療制度では預貯金等の利子の捕捉を急ぐべき

改正案が実施されれば、後期高齢者医療制度において、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」につき申告の有無で異なる公平な保険料等が実現することになる。他方、同じ金融所得であっても「預貯金等・一般公社債等の利子所得」については、依然として保険料に勘案されない。

これまで、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」については納税者の選択により、保険料

の勘案対象から除かれることによって「預貯金等・一般公社債等の利子所得」との金融商品間の選択の中立性がある程度保たれていたが、改正案の実現後は、金融商品間の選択の中立性が一定程度阻害されることとなる¹¹。

75歳以上の者については、職業等によらず、加入する医療制度が後期高齢者医療制度に一本化され、保険料に勘案される所得の範囲が統一されている。このため、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」につき申告の有無にかかわらず保険料に勘案するのであれば、保険料負担能力に応じた公平な負担や、金融商品の選択への中立性を確保する観点から、「預貯金等・一般公社債等の利子所得」についても保険料に勘案することが望ましい。

そのためには、「預貯金等・一般公社債等の利子所得」につき、新たに支払調書等を認定クラウド等に提出する仕組みを構築する必要があり、現在は任意である預貯金口座へのマイナンバーの付番も義務化する必要があるだろう。

75歳未満の金融所得の保険料勘案は理念に立ち返った検討が必要

75歳未満の者については、そもそも被用者保険と国民健康保険において、保険料に勘案される所得の範囲が大きく異なっている。このため、金融所得の保険料勘案にあたっては、「議論の整理」においても、「賃金をベースに保険料等を賦課する被用者保険とのバランス」(pp. 14-15)が指摘されていた。

被用者保険においては、(主たる勤め先の)給与・賞与のみが保険料の賦課対象となっているが、保険料の原則半分は事業主が負担することや、給与に比例した休業給付もあることから、給与・賞与のみを保険料の賦課対象とすることにつき、応能負担と応益負担の観点で従業員と事業主の納得性は高いものと考えられる¹²。

現状、資産形成期にあたる25～59歳の医療保険制度加入者の約8割は被用者保険¹³に加入している。一方、国民健康保険の被保険者は、資産形成期においても、「上場株式等の配当・利子・譲渡所得」につき確定申告した場合は10～12%程度¹⁴の保険料を求められており、その負担は所得税(含む復興特別所得税)・住民税の20.315%と合わせると、30～32%程度に及ぶ。

NISAやiDeCo等の資産形成支援制度が他にあるとはいえ、資産形成期にある国民健康保険の被保険者に対して、これらの外で得る金融所得に30～32%ほどの負担を求めることの妥当性については、税・社会保障を合わせた負担と給付のあり方の観点から再考が必要であろう。

【以上】

¹¹ もっともNISAにおける上場株式等の譲渡所得や配当等は非課税所得であり、社会保険料にも勘案されない。このため、NISAの非課税枠で運用できる範囲内では、金融資産間の選択の中立性は保たれる。

¹² 同じ被用者の連帯として、従たる勤め先の給与・賞与も保険料勘案の対象とすることについては、事業主や従業員の理解を得られる可能性がある。

¹³ 厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料～令和4年度の医療費等の状況～」による。

¹⁴ 厚生労働省「国民健康保険事業年報 令和5年度」による都道府県別の標準保険料の中央値は、介護保険料を除き10.00%、介護保険料を含め12.36%である。

